

磯部温泉地区

交通安全特定事業計画

令和 8 年 7 月
群馬県公安委員会

交通安全特定事業計画（礪部温泉地区）

群馬県公安委員会は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第3条の規定による基本方針及び第36条の規定に基づき、また、礪部温泉地区バリアフリー基本構想に即して、交通安全特定事業計画を次のとおり定める。

記

1 交通安全特定事業を実施する道路の区間

（別添「交通安全特定事業計画（礪部温泉地区の主要な生活関連経路）」参照）

区間番号	道路	路線名	区 間	距離(km)
①	市	幹148号線	鉱泉橋南詰～礪部郵便局前交差点	0.3km
②	県	礪部停車場線	礪部郵便局前交差点～恵みの湯駐車場前	0.3km
③	県	礪部停車場線	礪部駅～礪部郵便局前交差点	0.1km
④	県	礪部停車場線 ・妙義山線	ポケットパーク前交差点～群馬県信用組合 礪部支店ATM前交差点	0.23km

（注）県～県道、市～市道

2 前号の道路の区間ごとに実施すべき交通安全特定事業の内容及び実施期限（最終年）

区間番号	信号管理番号	信号交差点名称	事業内容	期限（最終）
①	標識・標示		横断歩道標識・標示	令和12年度
②	1 安中38	礪部	歩行者青時間の確保	実施済み
	標識・標示		横断歩道標識・標示	令和12年度
③	標識・標示		横断歩道標識・標示	令和12年度
④	標識・標示		横断歩道標識・標示	令和12年度

3 その他交通安全特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

(1) 関係機関との連携強化

群馬県、安中市の道路管理者が実施する特定事業についても、交通安全対策を一体となって実施する必要があることから、連携を強化し総合的な安全対策を検討する。

(2) 周辺の交通規制等との整合性の確保

交通規制の実施に当たっては、周辺の交通規制状況を勘案し、交通流の整序化が図られるよう、周辺道路へ与える影響を考慮し、必要により周辺の交通規制の見直しを実施する。

また、令和8年9月から実施される生活道路における法定速度30km/hへの引き下げについて、引き下げの効果を検証しながらゾーン30等の面的規制の導入についても検討する。

